

Title	シヴィック・クラン： 第二次クー・クラックス・クラン運動の再検討
Sub Title	Civic Klan : a reappraisal of the second Ku Klux Klan movement
Author	綾辺, 昌朋(Ayabe, Masatomo)
Publisher	三田史学会
Publication year	2009
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.78, No.1/2 (2009. 6) ,p.87- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20090600-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

シヴィック・クラン

——第二次クー・クラックス・クラン運動の再検討——

綾 辺 昌 朋

はじめに

クー・クラックス・クランの機関紙『ドーン』は一九二三年十二月八日号で、イリノイ州マウント・カーメル支部から寄せられた次のような活動報告を掲載している。

「こちらのクランは団員を教育してアメリカニズムの精神を身に付けさせているほかに、地域の警察活動を支える運動に積極的に参加し、困っている人々たちを助け、病に臥せている人を慰問し、教会と日曜学校への出席を促進しています」。

クー・クラックス・クランといえば、白人種の優越を掲げる白装束の秘密結社を想起する。我々が抱くそのようなクラン像はしばしばメディアを通して形成されたものである。例えば、ハリウッド映画の中に描かれたクラ

ンがそうである。『国民の創生』では、クランは南北戦争敗北の屈辱から南部白人社会を再生させる救世主であり、『ミシシッピ・バーニング』では、人種平等へ進むアメリカ社会に抵抗する狂信的な暴力集団であった。『国民の創生』は南部再建時代に生まれた第一次クランを、世紀転換期の南部白人の視点から描き、『ミシシッピ・バーニング』は一九五〇年代から六〇年代に復活した第三次クランを、戦後白人リベラル派の視点で描いた映画である。しかし、冒頭に示した一九二三年の活動報告には反動的な白人至上主義組織の姿は見られない。本稿では、アメリカ史に登場したもう一つのKKK、第二次クー・クラックス・クランを取り上げ、その一般的なイメージに反する「市民に奉仕する秘密結社」としての側面に光を当てたい。

第二次クー・クラックス・クラン（正式には The Invisible Empire of the Knights of the Ku Klux Klan）は、一九一五年に元メソジスト教会牧師ウィリアム・J・シモンズを中心にジョージア州アトランタで結成された秘密結社である。当時アトランタでは第一次クランを賛美する映画『国民の創世』が公開されていたが、シモンズらのクランは完全な別組織として誕生しており、新旧両クランの間には象徴的な意味以上の連続性はない。新生クランは「百パーセント・アメリカニズム」を標榜し、入会資格を「アメリカ生まれで白人プロテスタントの成人男性」に限定する排外主義的性格の友愛団体として出発した。当初の会員数は二千人程度であったが、一九二〇年以降クランは急速に成長し、最盛期の一九二四年には、全米各地におよそ四千の地方支部と推定四百万の団員数を誇る巨大組織となった。それと同時に、勢力の中心は生誕地の深南部からインディアナ、オハイオ、コロラド、オレゴンなどの中西部州や西部州へと移動した。さらには成人女性限定のWKKK（推定会員数五十万）と未成年者のためのジュニア・クランも創設され、クランのイメージは「南部の白人至上主義自警団」⁽³⁾から、家族で参加できる秘密結社・友愛団体へと変貌した。

もちろん、第二次クランは単なる友愛団体ではない。それはイデオロギー的に様々な顔を持った「多頭の怪物」である。⁽⁴⁾白人至上主義、反カトリック主義、反ユダヤ主義を前面に押し出し、徹底した移民規制を要求するネイティブイストである一方で、クランは厳正な法（特に禁酒法）の執行と社会的モラルの改善、公教育の充実、政治腐敗の追放などを求める改革主義者でもあった。そして、それら様々な目標を達成すべく市民に対して積極的な政治参加を促し、自らもあらゆるレベルの選挙に關与するきわめて活動的な秘密結社であった。膨大な会員数ゆえの政治的動員力は強大で、クランの支持を得て当選した候補は小さな町の首長から、州議会議員や州知事、さらには連邦議会議員に至るなど、その数は計り知れない。一九二四年の民主党全国大会が、クランを名指しで非難するかどうかをめぐる大混乱に陥ったという事実からも、その政治的影響力の大きさが伺える。一九二〇年代の合衆国において、クランが最大の秘密結社であり政治社会運動であったことは疑い得ない。

一 第二次クー・クラックス・クランをめぐる研究史
なぜクー・クラックス・クランが第一次世界大戦後の

アメリカ社会で大成功を収めたのかについて八十一年以上にわたって議論がなされている。ジョン・メクリンによる先駆的研究以降、研究者の多くはクランの反カトリック、反移民といった排他的なイデオロギーに注目してきた。二十世紀の初め、合衆国には東欧・南欧から「新移民」が大量に流入し、多数派である西欧・北欧系のプロテスタント市民に対する人種的、宗教的な脅威となった。マディソン・グラントや移民規制連盟のようなネイティブイスト知識人、圧力団体の主張が一般市民の間にも浸透し、アメリカの政治、文化、人種の優越性を維持するためにには新移民を排除すべきという考えが主流となった。その結果が国別に年間移民数を割り当てた一九二四年の移民規正法である。そのような排外主義的な機運が最も高まっていた時期に反カトリック、反移民を訴えるクランが全米的な成功を収めたのである。多くの研究者はこの点を重視し、クランは「プロテスタント系市民が過ぎ去ったアメリカを取り戻そうとする反動的な政治社会運動」であったと解釈した。⁽⁵⁾

しかし、一九八〇年代以降、新しい解釈が生まれ、第二次クランのイメージは少しずつ塗りかえられつつある。修正主義派に属する歴史家たちは研究対象を特定のコミ

ュニティーに絞り、イデオロギーよりもクランが実際に行った活動に注目している。彼らの調査によると、クランの多くはカトリック教徒や移民の排斥ではなく、禁酒法の執行、市政改革、慈善など地域に密着した活動に携わっていた。また、団員名簿の分析によって、団員の多くが社会的な中間層に属する「普通の市民」であり、なかには地域の政治、教育、モラルの改革に積極的に取り組んできた人々も含まれていたことが示された。そこから生まれるクラン像は反動的なネイティブイストではなく、改革主義的な性格の市民活動家（シヴィック・アクティヴィスト）である。修正主義派の一人シヨーン・レイは、「全米組織クランのイデオロギーとレトリック」は「ローカルなレベルで行われていたことを理解するうえでではほとんど役に立たない」とさえ述べている。⁽⁷⁾

もちろん、レイの言う「クランのイデオロギーとレトリック」は反カトリック、反移民といった排外主義的なものに限定されていたと思われる。前述のように、第二次クランの思想には改革主義的な側面もあり、そのことは同じ修正主義派のレナード・ムーアによって指摘されている。ムーアによれば、クランは世紀転換期の革新主義運動に対する幻滅や反動ではなく、むしろ人々の中に

あった「革新主義運動の目標と理想の多くを継続したい」という願望」を代弁していたのである。⁽⁸⁾

しかしながら、クランの改革主義的な側面の研究は進んでおらず、アメリカ史家の間でさえ第二次クランは人種偏見、宗教的憎悪を煽る反動的秘密結社に過ぎなかったという見方が依然として根強い。本稿では、そのような見方の不完全さを一次史料を用いて論証し、冒頭の『ドーン』に掲載されたクランの「市民活動」が組織のイデオロギーと無関係ではなく、むしろその実践であったことを示したい。

本稿で使用した一次史料は、クランの定期刊行物、団員教育用冊子、指導者たちによる著作（パンフレット、雑誌論文、単行書）および演説集である。それらの文献はいずれもクランが何を目指し、どのようなアメリカ社会を実現しようとしたのかを明らかにしており、組織の思想を理解するうえで最も有益な史料である。なかでも定期刊行物は団員によって購読されただけでなく街角でも販売され、クランの教えを一般市民に伝播する役割も担っていた。それゆえ、定期刊行物には、人種、宗教、政治、文化の諸問題に対するクランの立場が詳細に述べられ、地方支部の活動例が所狭しに紹介されていた。ク

ラン全盛時の一九二四年頃には、全米でおよそ四十の新聞や雑誌が結社の機関紙として発行されていた。本稿では、それらの中から全国組織の機関紙であった『サーチライト』（一九二二年九月から一九二四年十二月の最終号まで）、『インペリアル・ナイトホーク』（一九二三年三月の創刊号から一九二四年十一月の最終号まで）、『クーリア』（一九二四年十二月の創刊号から一九二六年十二月号まで）、およびイリノイ州組織の機関紙『ドーン』（一九二二年十月の創刊号から一九二四年九月の最終号まで）を使用した。⁽⁹⁾

二 第二次クランのシヴィック・アクティヴィズム

第二次クランの創設者で初代インペリアル・ウィザード（全国組織の最高指導者）であったウィリアム・シモンズは自らの著書の中で「我々の祖先が生きた古きアメリカはあらゆるところで消滅しつつある」と嘆いている。⁽¹⁰⁾ シモンズらクランの指導者たちは、新移民が流入する以前のアメリカを人種的、宗教的に同質的で秩序正しい社会と捉えて理想化した。第二代インペリアル・ウィザードのハイラム・エヴァンスも民主共和制国家アメリカは一九〇〇年頃に頂点に達し、その後は凋落の一途である

と主張している⁽¹¹⁾。しかし、彼らによると、アメリカの衰退は必ずしも「異質で劣等な人種」の流入だけが原因ではない。より深刻なのは、南北戦争後の急速な経済発展の過程で、建国当初の世代が持っていたとされる共和国市民としての理念や徳が失われ、物質的な豊かさのみが社会の進歩を測る尺度になったことにある。シモンズはアメリカ社会に蔓延する「巨大主義」を憂いて次のように述べている。「我々は校舎の大きさや数、寄付金の額によって大学の価値を測る。一番の金持ちが最も多く新聞に取り上げられ、それによって最も重要な人物とみなされる。作家は売った本の数で評価され、芸術作品は市場で法外な値段がついたという理由で人々の関心を集める……ある州は豚の生産で一位であると声高に宣伝し、別の州はどこよりも多くの野生動物を殺して毛皮を作っていることを誇る……我々が積み上げた『進歩』の統計数字はたいいてい我々の墮落を証明するものなのだ⁽¹²⁾。そして、そのような物質主義に侵された社会の中で生きるアメリカ人の大半は怠惰、無責任、無関心、自己中心的な「名ばかりの市民」であるとクランは主張する。彼らは絶え間なく政治や経済について文句を言う一方で、困っている隣人を無視し、陪審員の義務を逃れ、公立学校

の改善にも協力せず、日曜の礼拝や投票に行くことさえ億劫がる。また、彼らは映画俳優やゴルフのスコアー、自動車の性能の話題では饒舌だが、政治や社会問題については何一つ語れない。クランの使命は、そうした「五十パーセント市民」に公共の精神を植え付け、市民としての義務感に目覚めさせることにあった。「コンクリート、石、レンガ、タイル、鉄パイプという観点」ではなく「市民の観点」からものを考えるアメリカ人を創ることとクランはこれを合衆国再生の鍵であるとみなし、各地で様々な「改革」に従事したのである⁽¹³⁾。

あるジャーナリストとの対談の中で、第二代インペリアル・ウィザードのハイラム・エヴァンスは組織が目指す具体的な改革について次のように述べている。「クランのメンバーの大多数および全てのアメリカ人に対して、市民としての特権のみならず市民の果たすべき責務を教えることを計画している⁽¹⁴⁾」。民主主義が正しく機能するためには市民一人ひとりが社会に対する義務を認識しそれをすみやかに実行しなければならぬ。そのためには、まず他の市民の模範となるべきクランの団員が教育されなければならない。クランの団員もその多くは所詮「五十パーセント市民」である。ノースカロライナのグラン

ド・ドラゴン（クラン州組織の最高指導者）は次のように問うている。「君たちは時折会合を開くほかに何をしていますか……地域社会の事柄にきちんと参加していませんか……つまり、君たちはその地域の本当の市民になっていますか。それとも、君たちは自分の中にあるほんの小さな世界のことに関心を持たずに生きているちっぽけな存在になっていませんか」⁽¹⁵⁾。全ての団員を「本當の市民」にするために、クランは『クランズマンズ・マニユアル』をはじめとする教育用冊子を各支部に配布し、

定期刊行物の中で市民のあるべき姿を説いた。『インベリアル・ナイトホーク』誌の編集者は、毎週の会合で出席者全員に同誌を読んで聞かせるようにと支部のリーダーたちに勧め、「団員を教育しなさい。彼らを知的にしなさい」と訴えている。クランはその他にも合衆国の歴史や政治制度などに関する講座を企画して、団員に積極的な参加を促した。⁽¹⁶⁾

また、クランのメンバーは他の市民の模範として有識者であると同時に有徳者でなくてはならない。「あなた自身から始めなさい。あなたは外見も内面も健全ですか」と『クーリア』誌は問う。そして、「自分の身を正すことができなくては誰も他の人々に影響を与えること

は出来ない」と述べている。⁽¹⁷⁾ 道徳的に問題があると疑われる人物は厳しく監視され、飲酒や不貞を理由にしての入団拒否や入団後の追放も稀ではなかった。特に、支部をまとめるエグゾールテッド・サイクロプスの地位には人格に優れ責任感の強い、組織の教えに最も精通した人物が選ばれるものとされていた。彼の任務は各団員を指導し、クランを「市民の財産」にすることであった。⁽¹⁸⁾

教育を受けたクランのメンバーが次になすべきことは、集会所を出てコミュニティーが直面している問題を調査し、それに対してすみやかに解決策を提示することであった。社会の問題を指摘することは誰にでもできる。しかし、「診断」「処方」「治療」のすべてを行えるのはクランだけであると主張された。『クーリア』誌によれば、「単に事実を述べることはプログラムではない。我々は宣言だけで止まってはいけないのである。行動は言葉よりも説得力を持つのだ」⁽¹⁹⁾。他のアメリカ人に良き市民の模範を示すことがクランの使命である。したがって、団員の不活動は組織の事実上の消滅を意味した。「見えざる帝国」であるはずの秘密結社クランがどのコミュニティーにおいても目に見えて活動的であった理由はここに⁽²⁰⁾ある。以下、第二次クランの活動の中から、特に重要視

された慈善、教育、法の執行、政治参加の四つの領域を取り上げて、組織のイデオロギーがいかに実践されたのかを検討したい。

第一に、第二次クランを特徴付ける活動として隣人への慈善行為がある。アメリカ社会の再生は最も身近なところから開始されるべきである。そう考えたクランは市民の心の中に慈善の精神を甦えらせることを目指した。

第二次クランは自らを「友愛・慈善団体」と位置づけ、「自己のためでなく、他者のために」を組織のモットーにしていた。⁽²¹⁾ 良き市民は困っている隣人を決して見捨てたりはしない。ところが、『ナショナル・クーリア』誌によると、現代アメリカ人は「快樂の追求に狂奔する利己主義者」となり、他者を思いやる気持ちを完全に失ってしまった⁽²²⁾。そのような「名ばかりの市民」を治療するのがクランの役目であった。地域社会に「奉仕」することこそが良き市民の義務であり、慈善団体クランにとっての唯一の存在意義となった。そして、クランズマンであることの最高の名譽は「他者への奉仕」であり、彼の模範は私心なき奉仕と犠牲の体現者ジーザス・クライストであるとされた。⁽²³⁾

一九二一年十月に開かれた連邦下院の公聴会でインペ

リアル・ウィザードのシモンズは、彼の組織が行っている「数々の効果的な慈善」に言及している。⁽²⁴⁾ それが単なる誇張や作り話でないことは、組織の定期刊行物や地域の新聞に掲載された慈善活動例によって明らかである。

一年を通して、クランは恵まれない人々に現金、食料、石炭、玩具、書籍などを頻繁に寄付している。テキサス州エル・リノでは、洗濯婦をしながら小さな子供を育てている寡婦に電気洗濯機を贈り、同州テンプルでは人手の足りない寡婦のために綿花の摘み取りを志願し、ミズーリ州セント・ジョゼフでは孤児院の子供たちを遊園地に招待した。なかには、団員から寄付を募って病院や孤児院の建設を企画するクランもいた。実際、テキサス州ダラス支部は孤児のための施設「ホープ・コテージ」を完成させている。イリノイ州ジョリエット支部は感謝祭に孤児院と養老院を慰問したことに触れ、「真のクランズメンが持つべき『自己のためでなく、他者のために』というモットーをほとんど全ての団員が信じ、実践している⁽²⁵⁾。そのほか、地元のプロテスタント教会、赤十字、救貧軍、YMCA、在郷軍人会、PTA、ボーイスカウトに寄付を行うなど、クランは良き市民の模範として活

躍した。そのような慈善活動には成人男女の克蘭だけでなく、未来の良き市民を目指すジュニア・克蘭も動員された。『ナショナル・クーリア』誌は一九二四年十一月号で次のように呼びかけている。「ジュニアのみならず、感謝祭に向けて準備をしましょう……ジュニア・克蘭ズマンなら気前よく不幸な境遇にいる人に贈り物をするものです……さあ、多くの人々に最大の幸福を届けられるような計画を立てましょう」⁽²⁶⁾。

さらに注目すべきことには、克蘭の慈善は人種、国籍、宗教を問わないという建前の下、マイノリティーが援助を受けた例も少なくない。フロリダ州パーム・ビーチでは、火災で家を失った黒人世帯を救済するために百ドルを寄付し、カリフォルニア州サクラメントでは、ペンキ屋の格好をした三十五人の団員（マスクなし）が外装の痛んだ黒人教会を塗装した。克蘭はそれらの慈善を地域社会への純粹な奉仕とみなしたが、寄付がその場で受け取りを拒否されたり、後日返却されることもあった⁽²⁷⁾。

克蘭の慈善は私心のない匿名行為であり、「汝の右手のなすことを左手に知らせるな」という聖書の教えを忠実に実行するものであったと『サーチャイト』誌は伝

えている⁽²⁸⁾。もちろん、そのような主張は事実に反する。行動によって人々に市民の義務を再認識させることが克蘭の目的である以上、秘密裏に行われる匿名慈善では意味がない。テキサス州テレルに住む寡婦は、二十五ドルの現金と食料品の傍に次のようなメモを発見した。「あなたの隣人は克蘭ズメンです……あなたが一言いえば我々はいつでもすぐに飛んでいける準備ができています」。また、ある支部が寄付した聖書と賛美歌集すべての裏表紙には、「クー・クラックス・克蘭の寄贈。持ち去らないでください」と印刷されていた⁽²⁹⁾。

なかでも、結社の慈善を最も象徴していたのが教会訪問である。プロテストантиズムの擁護者を自認する克蘭は、地域の教会を活気づけるために礼拝や日曜学校への出席を呼びかける一方で、しばしば教会を訪れて牧師に寄付を行った⁽³⁰⁾。大抵は、日曜の礼拝の最中に、突然教会の扉が開き、白装束の男たちが現れて牧師のいる説教壇まで無言で行進する。周囲が啞然として見つめる中、男たちは牧師を賞賛する内容のメモを読み上げ、現金の入った封筒を手渡し、再び無言で退場する。平静を取り戻した牧師は克蘭の善意に感謝し、会衆は拍手でそれに応える。このような訪問はほとんど例外なく教会側の

事前の了承を得て行われ、入団の儀式やパレードと同様に、克蘭が自らの存在をコミュニティに知らせるために用いた手段である。時には新聞記者を同席させる周到さもあり、宣伝行為的な性格が強かった。そのため、キャスリン・ブリーのように、「これ見よがしの慈善活動は……克蘭の暴力から世間の注意を逸らそうという目論見で行われた」と切り捨てる研究者もいる。⁽³¹⁾

しかし、克蘭にとつて、人々を公共の精神に目覚めさせることが慈善の最大の目的である以上、それは常に劇場的で「これ見よがし」でなければならなかったのである。

第二に、第二次克蘭は公教育の改善に取り組んだ。克蘭の定期刊行物やパンフレットは、しばしば公立学校教育をテーマとして取り上げ、その充実に協力することが良き合衆国市民の義務であると強調した。克蘭によれば、公立学校は「アメリカ民主主義の真の礎」であり「将来の良き市民を訓練する場所」であった。⁽³²⁾そこは、豊かな家庭の子と貧しい家庭の子、アメリカ人の子と移民の子が交わり、ともに合衆国の理念を学び人格形成を行うことができる唯一の場であった。ところが、物質主義に毒された現代アメリカ人は公立学校制度のもつその

ような意義を見失い、自分の娯楽には湯水のようにお金を使う一方で、公教育のためには僅かな金額さえも出し惜しむ。「私たちは、教育に使う金額の二十二倍を映画、たばこ、ダンス、化粧、ドライブ、その他の娯楽に費やしている」と『サーチライト』誌は指摘する。⁽³³⁾その結果が公立学校の置かれた惨めな状況である。資金不足で校舎の拡張を行えない都市の学校では生徒が教室から溢れ、農村では依然として一人の教師が一つの教室で全学年の生徒を教えていた。特に農村学校の衛生設備は危険なほど不十分であり、教師の大半は高等教育を受けていなかった。『イリノイ・ファイアー・クロス』誌は公立学校教師について次のように結論付けている。「全体としてみると、私たちの学校では、教師という職業に就く資格のない人々が教えている。彼らが生徒を十分に教育できないのは、あまりにも無知だからであり、彼らが採用されるのは、有能であるからではなく安い賃金で働くからである」。⁽³⁴⁾このような状況では、第一次世界大戦中に徴兵された若者の四分の一が「文盲」と判断されたものも不思議はない、と克蘭は考えた。

合衆国を文盲の国から世界で最も教育水準の高い国にすることが克蘭の目標であった。そのためには、依然

として行われている児童労働を根絶しなければならぬ。『サーチライト』誌は次のように訴えている。「なぜ子どもたちを守る法律がないのだろう。私たちは、世界を民主主義にとつて安全なところにするという話をたくさん耳にした。しかし、世界を子どもたちにとつて安全なところにする方法はないのだろうか……子どもたちを低賃金の作業場や工場から解放して公立学校で学ばせよう⁽³⁵⁾。児童労働禁止法を要求する一方で、クランは連邦教育省を創設するための法案を支持し、農村の教育水準向上を目指す学校統合運動に参加した。レナード・ムーアも述べているように、クランの教育への取り組みは、アメリカの教育制度を近代化しようとした同時代の改革運動と一致していた⁽³⁶⁾。

しかし、民主主義と同様、公教育の改革も草の根から開始されねばならない。「教育の良し悪しは、地域社会の関心と能力の程度によつて決まる」と『クラン・クーリア』誌は断言している⁽³⁷⁾。ところが、世の父親の多くは自分の仕事には相当な時間を割く一方で、息子や娘の将来を決定することにはまったく関心を持っていないと『ドーン』誌は指摘する。アメリカの教育再生には市民一人ひとりの意識改革が不可欠であり、そのためにはま

ずクランの団員が地元の学校支援のために十分な時間とお金を割いて模範を示すべきだとされた。クランズマンならば、子どもの通っている学校が清潔で暖かく安全であるか、教科書は適切であるか、授業が賢く計画され実行されているかどうかを調査しなければならない。また、設備の拡張が必要な場合には、学校債を購入するなどしてその資金調達に積極的に協力すべきである。公教育の充実に貢献することは、次の世代、地域社会、そして合衆国の利益のために市民が果たすべき責務であり、クランの団員は市民の模範としてその責務の遂行を期待されたのである⁽³⁸⁾。

第三に、第二次クランは法の厳正な執行を要求した。法を遵守することは合衆国市民としての当然の義務である。しかし、良き市民は法の執行にも協力、参加すべきであるとクランは主張した。結社に入団を希望する者は、「あらゆる時に、あらゆる場所で、あらゆる方法を使って」警察に協力することを誓わなければならない⁽³⁹⁾。アメリカのような民主主義社会では、法が執行されるか否かは世論次第であり、警察の職務遂行は市民の法に対する態度を反映する。したがって、法の執行が厳正に行われない場合、非難されるべきは警察ではなく市民自身

である。合衆国が世界で最も無法な国であるのは、市民が自らの義務に目覚めていないからにはかならない。克蘭はこのように主張した。ゆえに、克蘭の団員は行動によって模範を示し、それぞれの地域で法の執行に好意的な世論を形成しなければならぬ。そして、全ての法を守るだけでなく、自ら調査して違法行為を当局に通報し、必要な場合には志願して臨時補佐となり警察活動に参加することが彼らの責務であった。⁽⁴⁰⁾

市民警察官として、克蘭は様々な法の執行に協力した。例えば、アイオワ州デモインでは、「止まりなさい！速度超過は法律違反です。良き市民は法を守ります。ナイト・オブ・ザ・クー・クラックス・克蘭」と書かれた巨大看板が市内各所に登場し、ドライバーたちの注意を喚起した。フロリダ州レイクランドでは自動車泥棒の捜査費用として百二十五ドル、テネシー州クリーブランドでは殺人犯の逮捕と起訴に五百ドルの懸賞金が地元の克蘭から当局に提供された。そのほか、克蘭は密猟者や麻薬密売人の逮捕、誘拐事件の解決などで警察に協力した。⁽⁴¹⁾

なかでも、克蘭の法執行活動の中心となったのは、酒の密造・密売業者の摘発である。一九二〇年から施行

された禁酒法（同時に合衆国憲法修正第十八条）は、酒（酒場）の根絶を通して社会改革を志す市民がプロテスタント教会を拠点に草の根運動を展開して成立させた連邦法である。⁽⁴²⁾しかし、個人の嗜好に介入する禁酒法は国民のコンセンサスを得られず、また、連邦政府による執行も不徹底であったため、成立直後から各地で酒の密造・密売業者が暗躍した。もぐり酒場はシカゴなどの大都市だけでなく、小都市や農村地域にも現れ、禁酒法およびその執行の是非をめぐって住民同士が対立した。ほとんどの地域で、克蘭は禁酒法支持派の代弁者となったが、必ずしも結社の団員すべてが熱狂的な禁酒論者だったわけではない。⁽⁴³⁾克蘭の考えでは、たとえ禁酒法が良い法律でないとしても、それが国の法律であり憲法の一部である間は、全ての市民にそれを守る義務があるのであった。⁽⁴⁴⁾

全米各地で、州検事や保安官、市長や警察署長のもとには克蘭からの調査報告と協力を志願する宣言書が届いた。ある克蘭のリーダーは昼夜を問わず三分で団員を動員できると豪語し、別の支部は「千人が正義のためにいつでも身を捧げる準備が出来ている」と宣言した。⁽⁴⁵⁾もちろん、即時行動を掲げる結社が単なる宣言に終始す

るはずはなく、クランによる禁酒法執行の事例は枚挙に暇がない。カリフォルニア州アナハイムでは、クランと反酒場連盟が参加した一斉摘発で大量の違法酒が押収され、イリノイ州イースト・セントルイスでは、私立探偵を雇ったクランがもぐり酒場を急襲し、地元の連邦検事局と連携して二百七十七の営業差し止め命令を得ることに成功した。さらに、「反馬泥棒組合」という十九世紀の合法的自警团组织がクランの手によって復活し、禁酒法違反者の摘発に利用されるところもあった。⁽⁴⁶⁾

公式には、クランは自らを法の執行を行う自警団とは定義していない。『クランズマンズ・マニュアル』によると、法の執行は「正当な権限を持つ官吏」によって行われるべきであり、秘密結社の仕事はあくまでも彼らへの「援助」であった。⁽⁴⁷⁾しかし、「あらゆる時に、あらゆる場所で、あらゆる方法を使って」法の執行に協力することを誓った団員にとつて、合法と非合法の境界線はしばしば曖昧なものとなった。例えば、違法行為の情報を得るために町中にスパイ網を張りめぐらし、市民の電話を盗聴した地方支部も存在する。ところが、そのような法を逸脱した活動も、結社の思想では「全ての良き市民が持つべき覚醒した考えを適用したにすぎない」として

正当化された。⁽⁴⁸⁾また、禁酒法の執行においても、地元当局の賛同が得られない場合には、法を無視した「直接行動」に訴える例が多かった。イリノイ州ウィリアムソン郡では、完全に自警団化したクランが酒の密売を生業とするギャングと武力衝突して十九人の死者を出す悲劇をもたらした。しかし、同郡のクラン新聞によると、保安官などの「正当な権限を持つ官吏」は単なる国家の代理人であり、人々自身が国家であるアメリカでは、究極的には法を執行する正当な権限は人々の手中にあった。⁽⁴⁹⁾法の番人を自称する組織が無法を排除するために自ら法を破り、それを人々の権利、さらには市民の義務として正当化する。これは明らかに自警団主義（ヴィジランティズム）の論理である。⁽⁵⁰⁾法の執行への協力が良き市民の務めであるというクランの教えは、地域の事情によつてしばしばアメリカ伝統の自警団思想へと転化され、結果的に、団員による法を逸脱した活動を助長したと言える。

第四に、第二次クランは市民の積極的な政治参加を促進しようとした。組織の指導者たちはクランが政治的利益を持つ組織でないことを強調したが、それは飽くまでも特定の政党には与しないという宣言であり、政治過程に全く関与しないという意味ではなかった。⁽⁵¹⁾実際、クラ

ンはあらゆる地域で様々な選挙に参加し、その政治的野心の高さは誰の目にも明らかであった。移民規制、教育改革、禁酒法の執行など、組織の掲げる目標の大半が政治的勝利を通してのみ達成しうることを考えれば、それも不思議ではない。しかし、「見えざる帝国」の秘密結社が、各地で集会やパレードを含むあらゆる選挙活動を行った理由は他にもあった。それは、慈善や法の執行の場合と同様、行動によって模範を示し、人々を共和国市民としての義務に目覚めさせることであつた。

クランがとりわけ問題視し、定期刊行物やパンフレットの中でしばしば取り上げたテーマが人々の政治的無関心である。クランによれば、現代アメリカの「名ばかりの市民たち」は絶えず不満を口にし、良い政治、良い法律、良い経済を要求するが、彼ら自身は代表制民主主義を機能させるために必要な最低限の義務さえも果たさない⁽³²⁾。一九二〇年の大統領選挙で有権者の半数以上が棄権したことがそれを象徴している。クランの使命は、そのようなアメリカ人に参政権の意味を再認識させ、彼らを含めた全ての選挙日に投票所に向かわせることであつた。

民主政治が衆愚政治に陥らないためには、市民一人ひとりが知的に独立して、常に賢明な判断をすることが求

められる。無知な有権者はデマゴグの操り人形になりやすく、民主主義にとつてきわめて有害である。そこで、クランは人々に「正しい情報」を与え、合衆国に相応しい有権者をつくることを目指した。そのためには、まず、クランの団員が政治状況を把握し、選挙の争点および候補者すべてについて精通していなければならなかつた。良き市民の手本である団員が情報を持たずに無責任な投票をすることなど決して許されない。クランズマンであるなら、誰にも助言を求めず自分で調査をし、判断し、投票するべきである。しかし、現実には彼らの多くも入団以前はものぐさで無関心な「五十パーセント市民」であつた。したがって、結社の最初の仕事は、各団員に対して「争点と候補者に関する細かく具体的な情報」を与え、彼らが独自に意見をまとめる手助けをすることであつた⁽³³⁾。

クランはそのような情報提供を飽くまでも教育の一環と位置づけ、団員の票を操作する意図はないと主張した⁽³⁴⁾。しかし、実際には個々の団員が与えられた情報を基に自由な選択をすることはなく、選挙ではクランとしての組織票が投ぜられるのが通例であつた。投票日が近づくと、各支部は集会を開いて公認候補を選び、全員が一致して

その候補に投票するように指導した。時には、全支部に公認候補者名簿を提出させ、選択が適切であるかどうかを州組織が審議することさえあった。⁽⁵⁵⁾ 絶えず共和国市民の「独立」を説き、カトリック教会や移民集団の組織投票を非難するクランも、選挙での勝利という現実を前にすれば、単なる利益団体化したことは否定できない。

しかし、クランは組織の政治的利害を追求しながらも、市民を覚醒させるという使命を重要視した。団員たちは市民を啓発するために街に出て、選挙の争点と候補者に関する情報を印刷したビラを各戸に配布した。そして、共和党員や民主党員としてではなく、独立した市民として最善と判断した候補に投票するように呼びかけた。そのほかにも、選挙当日には投票を促すために有権者を投票所まで送迎したり、小さな子どもを抱える母親に子守を志願することさえあった。⁽⁵⁶⁾ もちろん、これらの活動が組織の公認候補を当選させるために行われたことは言うまでもない。しかし、クランは、自らの関与した選挙でしばしば高い投票率（時にはその地域での史上最高投票率）が記録された事実を指摘して、結社の啓発活動が成果を挙げていると自負した。実際には、クランの政治介入あるいはその存在自体が選挙の争点になることも多く、

必ずしもクランの呼びかけが市民を覚醒させたわけではなかった。しかし、そのような場合でも、『インペリアル・ナイトホーク』誌は「クランが争点になったことの良い結果は、高い投票率が得られたことである」と述べ、「改革者」としての結社の存在意義を強調した。⁽⁵⁷⁾

市民の義務は投票することでは終わってはならない。覚醒した「百パーセント市民」は選挙後も政治的関心を維持し続けるべきである。市議会、郡評議会、教育委員会に足を運んで人々の声を伝える。必要があれば請願書を作成し、署名を集め、提出する。さらには、選出された代表者たちの仕事ぶりを厳しく監視し、怠慢な議員や委員、官吏に警告を与える。そして、時間が許すならば、自ら志願して公職に就く。⁽⁵⁸⁾ クランはこれらすべてを「本当の市民」がなすべき「奉仕」の一部であると考えた。クランの団員は皆、公職への潜在的な候補であるとみなされ、各選挙への積極的な参加を促された。実際、結社の公認候補者名簿には、地域の問題に精通している人物のほかに、それまで一度も選挙に出馬したことのない政治的未経験者が加わっていた。そして、当選後には、秘密結社の一員ではなく「愛国的なアメリカ市民」として職務を遂行することが求められた。⁽⁵⁹⁾ 現実には、そのよう

な教えを忠実に実行できる者は少なく、縁故による任命など組織の利害が優先されたが、市民一人ひとりが地域行政に参加することの重要性は団員たちの積極的な活動によって十分に示されていたと言える。

三 シヴィック・アクティヴィズムとネイティヴィズム

もちろん、本稿で述べてきた思想と活動は、様々な顔を持つ第二次クー・クラックス・クランの一側面を示すものであり、それによって結社の人種的、宗教的な排外主義が否定されるわけではない。なぜ克蘭が必要かという問いに対して、インペリアル・ウィザードのハイラム・エヴァンスは「第一に、アメリカ人が公共の義務を怠っているから」とした後に、「第二に、アメリカの思想と生活が外国人との過度の混合によって邪道に陥っている」という目前の驚くべき事実がある」からと述べている⁽⁶⁰⁾。

組織の定期刊行物は市民の義務を説くと同時に、新移民の脅威やカトリック教会の「陰謀」に関する記事を絶えず掲載し、各地の団員集会ではマイノリティーへの偏見を露にした演説が頻繁になされた。そのほか、克蘭による黒人有権者への脅迫、カトリック系商店、企業

ボーイコット、カトリック教徒の教壇からの追放などが行われた事実も忘れてはならない。しかも、克蘭の思想では、市民の社会参加を奨励するシヴィック・アクティヴィズムと「非アメリカ的な」要素を排除するネイティヴィズムは決して矛盾するものではなかった。克蘭がカトリック教徒、ユダヤ人、新移民、有色人種を敵視した理由の一つは、それらの集団を外国勢力への忠誠（カトリック教徒）、公共精神の欠如（ユダヤ人）、先天的能力不足（新移民、有色人種）などによって良きアメリカ市民になりえない、と見做したからである。

さらに、一見健全と思われる思想や活動の背後に邪まな動機が隠されていたという可能性も否定できない。例えば、克蘭が教育改革の一環として推進した全児童の公立学校での義務教育運動は、カトリックの教区学校を非合法化する目的を持っていたと考えられるし、保護者が児童の教科書を精査すべきであるのは、記述から「ローマの影響」を削除するためであった疑いがある。禁酒法の厳正執行が移民弾圧の意図を含んでいたことは、「厳密な意味でアメリカ人と言えない人々の影響がなければ、禁酒法の成立によって生じた混乱は取るに足らぬものであったろう」という『サーチライト』誌の発言か

らも想像しうる。また、クランは宗教を政治から排除すると主張しているながら、選挙前に有権者を「教育」する目的で配布したビラには、候補者の宗教しか印刷されていないかったという例もある⁽⁶¹⁾。

しかし、慈善や法の執行、教育改革といった活動が単なる「偽装」あるいは「宣伝策略」であって、クランの「真の目的」は常にマイノリティーの迫害であったと断定するのも誤りである。シヴィック・アクティヴィズムはネイティヴィズムと接点を持ちつつも、それ自身クランのイデオロギーを構成する最も重要な要素であった。

そこにあるのは、二十世紀アメリカ社会を「墮落」への道から救い出すためには、「責任ある市民」を復活させることが不可欠であるという確信である。困窮している人を助け、腐敗政治家を追放し、犯罪者からコミュニティを守り、さらには劣等人種や政治的過激派の脅威から国を守るのは政府や裁判所ではなく、公共の精神に目覚めた市民一人ひとりである。つまり、近隣社会の改善から国の移民規制に至るまでの問題は「責任ある市民」の参加なくしては解決不可能であるという考えが、クラン思想の核になっていた。それは、革新主義運動の基底にあった「社会を動かす力を市民の手に取り

戻してアメリカを再生させる」という考えに通ずる。レナード・ムーアがクランを(小文字の)「ポピュリスト」と呼んだ所以である⁽⁶²⁾。

おわりに

第二次クラン研究における修正主義派の歴史家たちは、クランが有色人種やカトリック教徒の迫害を目的とするテロリストではなく、地域社会の問題解決を目指す穏健な市民組織であったという解釈を示した。彼らの描くクランは、組織のイデオロギーに拘束されない、地域の事情に敏感な秘密結社である。第二次クランは中央集権的な組織構成を維持しつつも、実際の活動に関しては、地方支部にある程度の裁量権を認めていたといわれる。それは、インベリアル・ウィザードのハイラム・エヴァンスが州組織のリーダーたちに与えた次のような指示にも表れている。「地域によって異なったニーズがあるのだから、型にはまったプログラムを実行することなど出来ません。君たちのプログラムは仕えようとする人々のニーズに応えるものでなくてはなりません⁽⁶³⁾。したがって、クランを理解する鍵は、コミュニティを深く調査することであって、結社のイデオロギーを分析することでは

ない、と修正主義派の歴史家は主張する。

しかし、本稿で示したように、団員たちの活動は組織の思想と決して無関係ではない。慈善や法の執行など各地で見られたクランの「市民活動」は、組織のイデオロギーの中のシヴィック・アクティヴィズムを忠実に実践したものであり、地域のニーズに応じて克蘭が何にでもなりえた結果ではない。克蘭によって提示された多様なプログラムの中から、人々が自分たちに合ったものを適宜取捨選択して実行したのである。そのため、克蘭の活動は全米各地で一様ではないものの、際立った地域の独自性はなく、常に組織のイデオロギーの枠内にとどまっていた。そして、多様なプログラムの中で最も多くの人々に受け入れられ、あらゆる地域で実行されたのは、黒人やカトリック教徒の排斥ではなく、結社の市民思想に基づいた慈善、教育改革、法の執行、政治参加であった。その結果、一九二〇年代初めの合衆国には、「シヴィック・克蘭」が到る所に誕生したのである。⁽⁶⁵⁾

第二次克蘭にとつて、「百パーセント・アメリカニズム」は二重の意味を持っていた。一つは、アメリカ生まれの白人プロテスタントであることであり、もう一つは、責任ある共和国市民になることであった。冒頭に紹

介したイリノイ州マウント・カーメル支部が団員たちに身に付けさせたのは、後者の意味でのアメリカニズムであった。マウント・カーメルのあるウォバッシュ郡では、アメリカ生まれの白人が全人口の九十二・九%、プロテスタント宗派が教会人口の八十二%を占めていた。⁽⁶⁶⁾ そのようなコミュニティでは、人種的、宗教的なアメリカニズムを強調する必要はない。そこで克蘭が目指したのは、積極的な市民活動を通して地域の人々を公共の精神に溢れた「百パーセント市民」にすることだったのである。

註

- (1) Dawn, December 8, 1923, 11.
- (2) Nancy Bishop Dessommes, "Hollywood in Hoods: The Portrayal of the Ku Klux Klan in Popular Film," *Journal of Popular Culture* 32(4) (1999) : 13-22. この論文によれば、ハリウッド映画によって作られる克蘭のイメージは、「罪のない人々に平気で暴力を振るう無知で不埒な南部白人男性の集団」である。
- (3) 第二次克蘭の盛衰については、David Chalmers, *Hooded Americanism: The History of the Ku Klux Klan* (Durham: Duke University Press, 1987) ; Wynn Craig Wade, *The Fiery Cross: The Ku Klux Klan in America* (New York: Simon & Schuster, 1987) を参照。

- (4) William D. Jenkins, *Steel Valley Klan: The Ku Klux Klan in Ohio's Mahoning Valley* (Kent: Kent State University Press, 1990), 159.
- (5) John M. Mecklin, *The Ku Klux Klan: A Study of the American Mind* (New York: Harcourt, Brace and Co., 1924); Richard Hoistadler, *The Age of Reform: From Bryan to F. D. R.* (New York: Vintage, 1955), 283-294; Kenneth T. Jackson, *The Ku Klux Klan in the City, 1915-1930* (New York: Oxford University Press, 1967), chapter 16; Seymour Martin Lipset and Earl Raab, *The Politics of Unreason: Right-Wing Extremism in America, 1790-1970* (New York: Harper & Row, 1970), chapter 4; Chalmers, *Hooded Americanism*, chapter 16; Wade, *The Fiery Cross*, chapter 6; David H. Bennett, *The Party of Fear: From Nativist Movements to the New Right in American History* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1988), chapter 12; Michael Newton, *The Invisible Empire: The Ku Klux Klan in Florida* (Gainesville: University Press of Florida, 2001), chapter 2.
- (6) 修正主義派の研究としては次が代表的である。Christopher N. Cocolichos, "The Invisible Government and the Viable Community: The Ku Klux Klan in Orange County, California during the 1920's" (Ph.D. dissertation, University of California, Los Angeles, 1979); Robert A. Goldberg, *Hooded Empire: The Ku Klux Klan in Colorado* (Urbana: University of Illinois Press, 1981); Larry Gerlach, *Blazing Crosses in Zion: The Ku Klux Klan in Utah* (Logan: Utah State University Press, 1982); Shawn Lay, *War, Revolution and the Ku Klux Klan: A Study of Intolerance in a Border City* (El Paso: Texas Western, 1985); Jenkins, *Steel Valley Klan*; Leonard J. Moore, *Citizen Klansmen: The Ku Klux Klan in Indiana, 1921-1928* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1991); Kathleen M. Blee, *Women of the Klan: Racism and Gender in the 1920s* (Berkeley: University of California Press, 1991); Shawn Lay, ed., *The Invisible Empire in the West: Toward a New Historical Appraisal of the Ku Klux Klan of the 1920s* (Urbana: University of Illinois Press, 1992); Shawn Lay, *Hooded Knights on the Niagara: The Ku Klux Klan in Buffalo, New York* (New York: New York University Press, 1995); David A. Horowitz, ed., *Inside the Klan: The Secret History of a Ku Klux Klan of the 1920s* (Carbondale: Southern Illinois University Press, 1999)。研究家として Leonard J. Moore, "Historical Interpretations of the 1920's Klan: The Traditional View and Recent Revisions," in Lay, ed., *The Invisible Empire in the West*, 17-38; Lay, *Hooded Knights on the Niagara*, 177-191 参照。
- (7) Lay, *Hooded Knights on the Niagara*, 8.
- (8) Moore, *Citizen Klansmen*, 22, 191.
- (9) Searchlight は雑誌名で National Kourier は宛先である。Dawn は雑誌名で Illinois Fiery Cross, Klan Kourier,

Illinois Courier への故答であった。

- (10) William Joseph Simmons, *The Klan Unmasked* (Atlanta: Wm. E. Thompson Publishing Co., 1923), 180.
- (11) Hiram W. Evans, *The Klan of Tomorrow and the Klan Spiritual* (Atlanta, 1924), 6.
- (12) Simmons, *The Klan Unmasked*, 174-181.
- (13) *Searchlight*, January 27, 1923, 2; December 15, 1923, 4; *Imperial Night-Hawk*, November 21, 1923, 4; January 16, 1924, 3; August 29, 1924, 4. 「健全な女性を保持し健全な生活を送るべきことのアメリカ人が悔しい故に、良きアメリカ市民としての責務を果たすべく自分の古縁を証明すべし」がマントンの語録であった。
- (14) *Meeting of Grand Dragons, Knights of the Ku Klux Klan, Together with Other Articles of Interest to Klansmen* (Ashesville, N.C., July 1923; New York: Arno Press, 1977), 132.
- (15) Stanley Frost, *The Challenge of the Klan* (Indianapolis: Bobbs-Merrill Co., 1924; New York: Amn Press, 1969), 84-86.
- (16) *Imperial Night-Hawk*, May 23, 1923, 4.
- (17) *Klansman's Manual, Compiled and Issued under Direction and Authority of the Knights of the Ku Klux Klan, Incorporated* (Atlanta, 1924); *Imperial Night-Hawk*, September 24, 1924, 6. 教育の必要性と講座の開講について、大々参照。Daun, November 3, 1923, 20; *Imperial Night-Hawk*, March 19, 1924, 2; *Searchlight*, March 15, 1924, 2;

シヴァイック・クラン

Illinois Courier, August 1, 1924, 3; *Kourier*, November 1925, 4.

- (18) *Kourier*, September 1925, 2. への参照。 *Papers Read at the Meeting of Grand Dragons*, 20, 35; Simmons, *Klan Unmasked*, 53; *Ideals of the Ku Klux Klan* (Atlanta: Knights of the Ku Klux Klan, 1923), front cover; *Imperial Night-Hawk*, April 2, 1924, 2 へ参照。
- (19) 入団資格と解放の例を大々参照。 *Searchlight*, September 9, 1922, 2; *Daun*, February 2, 1924, 6; Goldberg, *Hooded Empire*, 98-99; Blew, *Women of the Klan*, 84; Horowitz, ed., *Inside the Klavern*, 62, 70, 92, 99, 106; Duane A. Smith, "Removing the Mask: The Ku Klux Klan in Bayfield, Colorado," *Colorado Heritage* (Autumn 2005): 23-24. マントンのリーダーの任務について、 *Klan Building: An Outline of Proven Klan Methods for Successfully Applying the Art of Klanwork in Building and Operating Local Klans* (Atlanta: Knights of the Ku Klux Klan, n.d.), 3, 7 へ参照。マントンの「市民の救済」は、マントンの「十字」 *Papers Read at the Meeting of the Grand Dragons*, 66-69; *Illinois Courier*, August 1, 1924, 3 へ参照。
- (20) *Kourier*, December 1925, 25.
- (21) Evans, *The Klan of Tomorrow*, 20. へ参照。教育冊子は「マントンの団員が社会の事務に関与し誰かへの活動的になすべきである」と主張している。 *Klan Building*, 15.
- (22) *Klaron* (Atlanta: Knights of the Ku Klux Klan, 1916); William J. Simmons, *The ABC of the Knights of the Ku*

一〇五 (一〇五)

- Klux Klan* (Atlanta : Imperial Palace, Knights of the Ku Klux Klan, 1917) ; *Constitution and Laws of the Knights of the Ku Klux Klan (Incorporated)* (Atlanta : Imperial Palace, Invisible Empire, Knights of the Ku Klux Klan, 1921) , 10 ; William J. Simmons, *The Ku Klux Klan : Yesterday Today and Forever* (Atlanta, n.d.) ; and *Inspirational Addresses Delivered at the Second Imperial Konvocation Held in Kansas City, Missouri, September 23, 24, 25 and 26, 1924* (Atlanta : Knights of the Ku Klux Klan, 1924) , 58.
- (22) *National Kourier*, December 5, 1924, 4.
- (23) *Ideals of the Ku Klux Klan*, 8 ; *Searchlight*, January 27, 1923, 3, April 21, 1923, 1.
- (24) United States, House of Representatives, Committee on Rules, *The Ku Klux Klan : Hearings before the Committee on Rules* (Washington, D.C. : Government Printing Office, 1921 ; New York : Arno Press, 1969) , 77, 128-129.
- (25) *Searchlight*, February 18, 1922, 5, September 23, 1922, 3, April 28, 1923, 2, July 21, 1923, 1, April 12, 1924, 6 ; *Imperial Night-Hawk*, June 6, 1923, 8, June 27, 1923, 4, 8, August 1, 1923, 4, August 8, 1923, 5, August 15, 1923, 4, September 19, 1923, 8, October 3, 1923, 5, November 28, 1923, 7, December 15, 1923, 1 ; *Dawn*, June 23, 1923, 7, December 8, 1923, 7. ナランは大抵、調査を行ない、慈善を施す価値があるかと判断した人物のみを援助した。
- Searchlight*, December 30, 1922, 3.
- (26) *National Kourier*, November 21, 1924, 6.
- (27) ナランの慈善は人種や宗教を問わなかつたと言言す。 *Papers Read at the Meeting of Grand Dragons*, 69 ; *Dawn*, December 22, 1923, 7 や 参照。ノロッキン・サリン・フェニッの 宛 せ、 *Searchlight*, July 1, 1922, 2, October 28, 1922, 8, 及び 取り 拒 否 の 宛 せ、 *Blee, Women of the Klan*, 143 ; *New York Times*, September 17, 1924, 1 ; *National Kourier*, December 26, 1924, 3 や 参照。
- (28) *Searchlight*, May 2, 1922, 4.
- (29) *Searchlight*, May 12, 1923, 4, May 26, 1923, 2.
- (30) ナランによれば、毎週礼拝に出席するメンバーは良市民の義務であり、教会は覚醒した市民の活動拠点であった。
- Imperial Night-Hawk*, April 2, 1924, 6, April 16, 1924, 6, May 7, 1924, 3.
- (31) *Blee, Women of the Klan*, 139.
- (32) Simmons, *The Klan Unmasked*, 70 ; *The Obligation of American Citizens to Free Public Schools* (Atlanta : Knights of the Ku Klux Klan, 1924) , 8.
- (33) *Searchlight*, August 9, 1924, 5.
- (34) *Illinois Fiery Cross*, May 2, 1924, n.p. 彼の せが、公立学校に共有財産をナランの意見す。 Hiram W. Evans, *The Public School Problem in America* (Atlanta : Knights of the Ku Klux Klan, 1924) , 9 ; *Obligation of American Citizens to Free Public Schools*, 4, 10, 11 ; *Imperial Night-Hawk*, May 9, 1923, 5, May 23, 1923, 2 ; *Dawn*, October 13, 1923, 16 ; *Searchlight*, December 15, 1923, 6, May 3, 1924, 7 や 参照。

- (35) *Searchlight*, June 14, 1924, 6. 児童労働に対するシラ
ンの立場に「ら」は *Dawn*, September 1, 1923, 21;
Searchlight, April 26, 1924, 4, June 14, 1924, 6; *Imperial
Night-Hawk*, May 28, 1924, 2, October 1, 1924, 7; *Klan
Courier*, June 13, 1924, n.p. ※参照:
- (36) *Imperial Night-Hawk*, May 16, 1923, 2; *Obligation of
American Citizens to Free Public Schools*, 7, 11; *Inspira-
tional Addresses*, 40-42; Moore, *Citizen Klansmen*, 37. 農
村の学校統合運動へのシランの参加に言及した研究は
David R. Reynolds, "The Making of Buck Creek: County
Life Reform, Religion, and Rural School Consolidation,"
Annals of Iowa 58(Fall 1999): 351-387 ※参照。
- (37) *Klan Courier*, May 30, 1924, n.p.
- (38) *Dawn*, February 2, 1924, 10.
- (39) *Imperial Night-Hawk*, April 25, 1923, 3.
- (40) *Imperial Night-Hawk*, July 11, 1923, 7; *Klan Courier*,
May 30, 1924, 2.
- (41) *Dawn*, December 2, 1922, 6; *Searchlight*, May 27,
1922, 6, 7, July 8, 1922, 3, September 30, 1922, 2; Decem-
ber 23, 1922, 3, May 17, 1924, 7; *Imperial Night-Hawk*,
May 30, 1923, 5.
- (42) 禁酒法成立の過程に関する近年の研究には
Marie Szymanski, *Pathways to Prohibition: Radicals, Mod-
erates, and Social Movement Outcomes* (Durham: Duke
University Press, 2003) ※参照。
- (43) 筆者の研究したイリノイ州ウイリアムソン郡では禁
酒法成立以前から酒場の規制をめぐる住民が対立して
いた。シランの支持層は酒場追放派の住民であったが、組
織の中心メンバーの中には酒場の存続を容認していた市
民も含まれていた。詳しくは Masatomo Ayabe, "The Ku
Klux Klan Movement in Williamson County, Illinois,
1923-26" (Ph.D. dissertation, University of Illinois, 2005)
※参照。
- (44) *Papers Read at the Meeting of Grand Dragons*, 19;
Dawn, July 21, 1923, 5; *Searchlight*, January 12, 1924, 2.
- (45) Goldberg, *Hooded Empire*, 14; Christopher N. Co-
colchos, "The Invisible Empire and the Search for the
Orderly Community: The Ku Klux Klan in Anaheim, Cali-
fornia," in Lay, ed., *The Invisible Empire in the West*, 111;
Searchlight, February 18, 1922, 1, November 18, 1922, 1,
April 21, 1923, 3.
- (46) Richard Melching, "The Activities of the Ku Klux Klan
in Anaheim, California, 1923-1925," *Southern California
Quarterly* 56(Summer 1974): 175-196; Coccolchos, "The
Invisible Government and the Viable Community," 512-
515; Wade, *Fierce Cross*, 225; Moore, *Citizen Klansmen*,
123; *St. Louis Post-Dispatch*, March 17, 1924, 1, March 22,
1924, 1-2, March 23, 1924, 1, 3, March 24, 1924, 1, March
25, 1924, 3.
- (47) *Klansman's Manual*, 19, 79-80; *Dawn*, November 4,
1922, 3, 6, July 21, 1923, 5; *Imperial Night-Hawk*, Novem-
ber 14, 1923, 7.

- (48) クラムのスパイ行為及びそれによる正当化する議論に、*St. Louis Post-Dispatch*, May 14, 1924, 2; *Merion Daily Republican*, December 31, 1924, 1; *Searchlight*, June 21, 1924, 4; *Klan Courier*, June 20, 1924, n.p. 参考。
- (49) *Herrin Semi-Weekly Herald*, February 27, 1925, 2. ハーリン郡のクラン戦争について、Paul M. Angle, *Bloody Williamson: A Chapter in American Lawlessness* (New York: Alfred Knopf, 1952; Urbana: University of Illinois Press, 1992) 及び Ayabe, "The Ku Klux Klan Movement in Williamson County, Illinois, 1923-26" 参考。
- (50) マンハントーンの思想について、Richard Maxwell Brown, *Strain of Violence: Historical Studies of American Violence and Vigilantism* (New York: Oxford University Press, 1975), chapter 4 を詳し。リンチに代表される違法な自警団活動が市民の権利であり義務であるという考えは、自警団員やその擁護者たちが度々用いた自己正当化の論理でもある。例えば Hubert H. Bancroft, *Popular Tribunals* (San Francisco: The History Company Publishers, 1887), vol.1, chapter 1 を参照。また、一八五六年のサンフランシスコ自警団運動では、犯罪横行や政治腐敗の原因のひとつは、市民が個人の経済的利益追求に奔走し、投票や陪審員など市民が果たすべき義務を怠つて来たことにある主張された。Roger W. Lotchin, *San Francisco, 1846-1856: From Hamlet to City* (New York: Oxford University Press, 1974), chapter 9.
- (51) *Official Message of the Emperor of the Invisible Empire, Knights of the Ku Klux Klan to the Initial Session of the Imperial Konvokation* (Atlanta, November 27, 1922), 7; *Partners Road at the Meeting of Grand Dragons*, 103; *Searchlight*, December 15, 1923, 4; *Dawn*, July 28, 1923, 11, 15; *Klan Courier*, June 13, 1924, n.p.
- (52) *Searchlight*, July 29, 1922, 4, October 18, 1924, 6; *Kourier*, December 1924, 16; *Dawn*, January 12, 1924, 13.
- (53) *Searchlight*, December 15, 1923, 7; *Dawn*, October 27, 1923, 11; *Klan Courier*, June 13, 1924, n.p.
- (54) *Imperial Night-Hawk*, December 19, 1923, 2, October 1, 1924, 5; *Searchlight*, November 1, 1924, 1; *Klan Courier*, June 13, 1924, n.p.
- (55) *Dawn*, October 27, 1923, 11.
- (56) クラムの配布への他の選挙活動例は次を参照。Emerson Loucks, *The Ku Klux Klan in Pennsylvania: A Study in Nativism* (Harrisburg, Penn.: Telegraph Press, 1936), 102; Horowitz, ed., *Inside the Klavern*, 27, 76; *St. Louis Post-Dispatch*, July 23, 1924, 1-2; and Blee, *Women of the Klan*, 146.
- (57) *Imperial Night-Hawk*, October 1, 1924, 5.
- (58) *Kourier*, April 1925, 22-23; *Dawn*, October 27, 1923, 4. 後者は、カリフォルニア市議会議員の出席記録に掲載している。
- (59) *Dawn*, July 28, 1923, 11.
- (60) Frost, *The Challenge of the Klan*, 83; *Imperial Night-Hawk*, January 9, 1924, 2; *Searchlight*, October 11, 1924, 4. 参考。Hiram W. Evans, "The Klan: Defender of

- Americanism," *Forum* 74 (December 1925): 801-814; Hiram W. Evans, "The Klan's Fight for Americanism," *North American Review* 223 (March 1926): 33-63 を参照。
- (61) 公教育にこそしか、大を参照。 *Obligation of American Citizens to Free Public Schools*, 11-15; Evans, *Public School Problem in America*, 5, 12; *Imperial Night-Hawk*, May 9, 1923, 3; *Dawn*, September 8, 1923, 6, February 2, 1924, 4; *Searchlight*, June 14, 1924, 4, July 26, 1924, 4; *Illinois Courier*, September 19, 1924, 5; Lay, *War, Revolution and the Ku Klux Klan*, 112-114; Horowitz, ed., *Inside the Klavern*, 27; Douglas J. Slawson, *The Department of Education Battle, 1918-1932: Public Schools, Catholic Schools, and the Social Order* (Notre Dame: University of Notre Dame Press, 2005). 禁酒法にこそしか、 *Searchlight*, August 2, 1924, 4 を参照。政治の宗教にこそしか、 *Dawn*, July 28, 1923, 11; Evans, "The Klan's Fight for Americanism," 57 を参照。 *Dawn*, April 21, 1923 を参照。プロテストマン候補のみへの投票を呼びかけこそ。うち配布にこそしか、 Norman F. Weaver, "The Knights of the Ku Klux Klan in Wisconsin, Indiana, Ohio, and Michigan" (Ph.D. dissertation, University of Wisconsin, 1954), 198-199, 218-219; Goldberg, *Hooded Empire*, 76; Smith, "Removing the Mask," 18 を参照。
- (62) クランの「改革」を「宣伝策略」とする議論には、 Blee, *Women of the Klan* を参照。
- (63) Leonard J. Moore, "Historical Interpretations of the

シヴァイック・クラン

- 1920s Klan: The Traditional View and Populist Revision," *Journal of Social History* 24(2) (1990): 341-357.
- (64) *Papers Read at the Meeting of Grand Dragons*, 7.
- (65) 「シヴァイック・クラン」の遍在は近年の研究及び定期刊行物に寄せられた活動報告によって明らかである。例えば、ワシントン州でのクラン活動の中心は、誠実な市民を公職に就かせること、不道徳を一掃し、密造酒の製造を減らすこと、人々に健全な生活を送らせて良市民にすること、子供たちを日曜学校に出席させ、健全なスポーツの娯楽を企画することであった。 *Papers Read at the Meeting of Grand Dragons*, 111.
- (66) United States. Department of Commerce. Bureau of the Census, *Fourteenth Census of the United States Taken in the Year 1920, Volume III, Population 1920* (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1922), 260, 267; United States. Department of Commerce. Bureau of the Census, *Religious Bodies: 1926, Volume I* (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1930), 597, 599, 601.